

2. 指示命令について

- (1) 本操作手順書に基づき対応操作を行う場合、操作員は当直長の指示命令により対応操作を進めること。
当直長は原子力災害対策特別措置法第10条、第15条通報の基準に該当する場合は、「原子力災害対策マニュアル」に基づき通報連絡を行う。
- (2) 緊急時対策本部(TSC)が発足された場合は、当直長は緊急時対策本部と緊密な連絡をとりつつ、必要に応じ、緊急時対策本部の指示、指導、助言を得て操作方針を決定すること。
具体的な「判断」の範囲については、下記の通りとする。
 - a. 緊急時対策本部(TSC)の「判断」の範囲
EOPでの操作範囲の内、下記の操作は「外部に対してインパクトが大きい」ので操作前に緊急時対策本部に相談することとする。
但し、連絡が取れない場合、又は事象の進展の状況によりやむを得ない場合はこの限りではない。
 - (a) D/Wベント操作
炉心が健全でD/W圧力が384kPa以下に維持できない場合のD/Wベント(既設)操作の実施。
 - (b) MSIV強制開操作
「急速減圧」が必要な場合で減圧手段がMSIV強制開以外にない場合。
 - b. 当直長のみ「判断」、「操作」の範囲(進展が早い事象)
上記以外のEOP操作は当直長が判断し実行することとする。
 - (a) SLC注入操作
 - (b) ATWS時の出力が高い場合の水位低下操作
一般にトラブル時は水位だけは「Keep」と教育されている。しかし、ATWS等で出力が高い場合は、早急に対応操作しなければならないため「水位低下」操作をして出力をできるだけ抑制する。
 - (c) D/Wスプレイ操作

3. 大型フローチャートの使用について

事故対応において、大型フローチャートにより操作、確認を段階的にチェックする。

(2F OSART指摘事項)

EOP: 事故時運転操作手順書(徴候ベース)

SOP: 事故時運転操作手順書(シビアアクシデント)

4. 手順書の具体的使用方法

- (1) 操作に当たり当直長又は当直副長は、I総則(6. 責任と権限)に基づき体制を定め、操作指示者、操作者及び手順書チェック者(操作指示者、操作者等)を明確にする。
- (2) 操作指示者又は操作者は、操作にあたって該当する手順書を準備し、当該手順書に従ってステップ毎にチェックしながら操作を実施する。
ただし、事象の収束を優先して行う操作については、一連の操作実施後、実施した操作が手順と相違ないことを速やかに確認する。
又、手順書をチェックすることで過剰被ばくや汚染拡大等につながる恐れがある操作、及び操作者の安全に影響を及ぼす操作については、操作を行う前に手順書を確認し、一連の操作実施後、実施した操作が手順書と相違ないことを速やかに確認する。
- (3) 操作指示者又は操作者は、手順書を準備していることを操作前に当直長又は当直副長へ報告する。
- (4) 操作者は、操作に当たり復唱及び指差呼称することを徹底する。